# 秋田家庭裁判所委員会第4回議事概要

秋田家庭裁判所事務局総務課

1 開催日時

平成17年1月18日(火)午後1時30分~午後3時30分

2 場所

秋田家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

鎌田恵子, 佐藤順子, 柴田一宏, 田村 眞, 中村雄一, 原田 健, 林 正章, 三浦邦夫, 満田明彦, 村益建太(敬称省略·五十音順)

(報告者)

佐藤好家事調停委員, 岩見容子家事調停委員

(説明者)

山本(由)家事審判官,鳴海事務局長,大田首席家裁調査官,小野寺家裁首席書記官,池田事務局次長

(庶務)

渡邉総務課長, 加賀屋課長補佐, 伊藤庶務係長

#### 4 議事

- (1) 新任委員の紹介
- (2) 委員長の選任,同職務代理者の指名
- (3) 「家事調停委員について」を議題にした意見交換等
  - ア 家事調停委員の基調報告
  - イ 家事調停委員の選任及び研さん状況に関する説明
  - ウ ア及びイについての質疑応答
  - 工 意見交換
- (4) 次回開催予定

# 5 議事要旨

# (1) 新任委員の紹介

平成16年6月1日付けで小池委員の後任として発令された日本放送協会秋田放送局放送部長村益建太委員及び同年8月1日付けで平谷委員の後任として発令された秋田家庭裁判所長満田明彦委員の自己紹介があった。

## (2) 委員長の選任,同職務代理者の指名

#### ア 委員長の選任

田村委員長職務代理者の進行で委員長の選任手続が行われ、満田委員が委員長に互選された。

選任手続の中で、各委員から次のとおりの意見陳述があった。

- ・ 家裁所長である満田委員を委員長に推薦したい。
- ・ 第1回委員会のときにも述べたが、利用する立場ということで、委員長は法曹関係者以外の人がふさわしいのではないか。今まで3回の委員会に出席したが、委員が質問をすると委員長がそれに答えるということの繰り返しが多く、議論が深まりにくいという印象を受けた。規則により委員長が議長を兼任することになるので、委員長には裁判所長以外の人が就任した方がよいのではないか。
- ・ 委員長になれば、自ら質問したり提案したりすることがしにくくなるのではないか。法曹関係者以外の人が質問したり提案したりする方がよいと思うので、法曹関係者以外の人を委員長にすることで、そういうチャンスが少なくなるのは残念だと思う。
- ・ 委員長は、意見交換のための基礎資料の準備を指示するなど、相当な事務負担があると思われる。家裁所長が委員長になった方が、事務が円滑に進み、議論もより深まるのではないかと思う。

# イ 委員長職務代理者の指名

委員長は,家庭裁判所委員会規則第6条3項に定める委員長の職務代理者

として, 田村委員を指名した。

- (3) 「家事調停委員について」を議題にした意見交換等
  - ア 家事調停委員による基調報告 現職の家事調停委員2人による実情等の説明

## ○ A家事調停委員

私は平成14年10月1日付けで、家事調停委員の辞令をいただきました。 調停委員の仕事を考えたときに、最初は、不安と緊張感を覚えました。しか し、辞令交付の際に、所長の話の中で「この仕事をしっかりやっていくとお もしろいものですよ。」という一言が私の心に残り、勇気づけてくれました。 そこで、自分も調停委員として、当事者から「この人の話は聞けるな、この 人には話せるな。」と思われる調停委員を目指して、自分を鍛えていこうと、 はっきりと意識しました。けれども、経験のない私ですので、何をどのよう にしたらよいか心配でした。自分としては、調停に来られる方々はいろいろ な問題を抱えているので、その人の心に添って、話をじっくり聞き、そして、 相手に対しても安らかに話してもらうように、言葉を丁寧にしていこうと思 いました。また、調停において、身勝手な話も多分出るだろうと思いまして、 「気は長く、腹は横にして」という話も聞きますので、私もそういうことに 腹を立てずに、じっくり相手の話を聞くことも、自分のためにいい勉強にな ると思いました。

知識の面では、日本調停協会連合会発行の「調停委員必携」、「調停時報」や、最高裁判所事務総局発行の「家事調停委員の手引き」、「司法の窓」や、家庭事件研究会発行の「ケース研究」などを時間を費やして読ませていただきました。それ以外には新聞、テレビ等のニュース報道も心掛けて見てきましたが、昨年の10月の調停委員の全国大会に参加しましたときに、テーマが「戦後日本家族の態勢動向による認識基礎の再検討」という講演がありました。その話の中で、全国から参加した調停委員に10の質問が出され、挙

手で反応するというものがありました。調停委員の回答は、すべてが講師と 反対の結果となりました。例えば、「学校に対して子供たちは満足している だろうか、家庭ではどうだろうか。」という質問に対しては、私の仕事柄、これを「NO」といったら大変なことになると思いました。 ほかの質問に対しては、私は、参加された他の調停委員の方々とすべて一緒だなと感じましたが、結果的にはすべて講師とは、反対でした。講師が言うには、「あまり 報道に対して敏感でありすぎるな。報道というのは、一般的なものでないものを報道するので、それを一般化してしまうとこういう結果になる。」ということでした。私は大変いい勉強になったなと思い、自分でも反省して、報道には注意しようと思うとともに、しっかり勉強して日々研さんしていこうと思いました。

このほかにも、実際に講演などを聞く機会もありまして、なだいなだ先生の講演の際には、「難しいことを易しく、易しいことを深く。」という話を聞きました。これも調停に関わる話として、大変参考になりました。このような講演にも心掛けていくようにしています。

次に、初めて家事調停を担当したときは、2人の先輩調停委員と一緒に調停を行いました。そのときに、調停の進行の仕方、記録の書き方、調停とはどういうものかを学びました。短い時間で、2時間あまりの調停の内容を適切な表現で記録されるという先輩の技には本当にびっくりさせられました。経験を積むということはこういうことなのかと実感しました。それから、翌年5月に裁判所で新任調停委員研修会があり、そこで「評議」というシステムがあることを知り、本当にほっとしました。調停の回数を重ねていくうちに、「評議」というシステムの中に自分もいて、その良さとかありがたさを実感しています。

日ごろ心掛けていることとしては、調停記録は必ず数日前に読んでおくこと、質問事項や疑問点、確認事項を必ずメモすること、できるだけタイムロ

スせずに、手際よく、当事者の心に添って進められるようにすることです。 また、粘り強く、熱心に話を聞いて、解決の方向に導いていくようにしてい ます。それから、話を聞いていると、自分の主張だけをする当事者もおりま すので、そういうときには相手の気持ちを考えながらも、ものの見方、考え 方が違っているということを理解してもらえるように、はっきりと述べるよ うにしています。最近はできるだけ短い言葉で心に染みるように話をしよう と思っています。また、調停の進行は相調停委員と「あうん」の呼吸で進め ていくように、また、流れがスムーズにいくように努力しています。しかし、 中には、若い当事者の事件で、金銭を払うための方法として、男性の相調停 委員は車を売ってでも金銭を工面して、相手方にできるだけ早く支払っては どうかと提案したのですが、「車を売ってでも」と言われても、今の若い人 にとっては車は必需品であり、聞き入れる様子がなかったので、私はタイミ ングを外さないように、別の方法もあるということをやんわりと述べながら、 結果的には、調停委員2人で力を合わせて、その調停を成立させたという経 験がありました。実際には、相調停委員とは事件について細かくは打合せを しませんので、「あうん」の呼吸を大事にしながら進めていきたいと思って います。

このような調停には、私自身の経歴である、学校の教師ということが影響しているのではないかと思います。学校の教師というのは、子供たちを授業の中で導いていく際に、学習者主体ということから、子供たちをどのように主体的に学習させていくか、道徳の場合などに生き方をどのように理解させるかということを考えて、授業案の構築、それに付随する発問の工夫などということを長く行ってきたので、自然に相手を大事にして話を運ぶということが、大変思い上がった言い方かもしれませんが、役に立っているのではないかと思います。自分自身もこれまでの経験を無駄にしたくないという思いもあります。また、たくさんの保護者や子供たちを見てきましたので、そう

いう人が関わる調停には考え方が役に立っているような気がします。それと、調停のポイントを外さないように、話が横道にそれてきたときも、調停の申立ての趣旨に沿って話を進めていこうという気持ちが常に働くので、これも学校経験が役に立っているのかなと思います。

最後に、最近思うこととして、若い方の離婚調停を行う際に、どのように して知り合われましたかと尋ねますと、「できちゃった婚」であることが多 いのです。それから、私の経験ではまだ1件しかありませんが、「メル友」 で知り合ったというものがあります。このような若い人たちの調停では、本 人たちの困ったことがこれで解決したから良かったとは思えません。このよ うなことにならないように、若い人たちに伝えていかなければならないと思 いました。人の心を分かる人を育てていくということは、家庭でも学校でも 社会でも大切なことではないかと強く思うことがあります。

# ○ B家事調停委員

私は平成12年4月1日付けで家事調停委員となり、約5年になるわけで すが、調停委員として日ごろ考え、実践していることについてお話ししたい と思います。

調停に対する私なりの基本的な姿勢や考え方として、第一に、さわやかな後味の良い調停を目指したいということです。「さわやか」という言葉はきれいですが、後味の良いといっても、不成立あるいは仮に成立しても一方的に押し切られた側の立場になれば、その方にとっては、後味の良いものかどうか非常に難しい問題です。まずは、精神的にさわやかで後味の良い調停を目指すことです。第二は、双方の言い分を相手の目線で丁寧に聞くということです。私は金融機関で三十数年間勤務していましたので、常に顧客第一主義という形で応対してきました。そのため、お客様の目線ですべて物事を処理する、あるいはお客様の声を大事にするということを徹底的にしつけられてきました。調停においても、当事者を「お客様」と呼ぶかどうかは別にし

ても、人を相手にしているわけですので、そういう意味では顧客第一主義の姿勢を持つことが必要だと思います。第三は、個人の価値観が非常に多様化しており、60歳過ぎの我々調停委員にとっては、このような申立てがあるのかなと思いつつ、自分の物差しで、いいとか悪いとかということをケースバイケースで考え、また、世の中の流れに沿った価値観を自分なりに考えながら柔軟に進めていくことが必要だと考えています。

次に、調停における具体的な心構えですが、調停委員として指名いただいた後、事前準備として記録を読むことが大事だと思います。申立人及び相手方は、裁判所に提出された書面は、当然のことながら、調停委員は熟知しているとの認識があるので、さらに、その内容について同じことを繰り返し聞くようであれば調停委員に対する不信感が生じます。そうならないためにも、事前準備をきちんと行い、その中で争点を整理して自分なりのメモを作成し、相調停委員と協議しながら臨むことが大事です。

私の短い経験で得られたこととしては、第1回の調停期日で当事者からの信頼を得てきちんと胸の内を明かしていただくことが、後々の調停運営に影響を及ぼすということがあります。第1回でぎくしゃくしてしまうと、最後まで尾を引いて、なかなか当事者の胸の内の話を明かしていただけないので、私は次の点について心掛けて実践しています。第一に、当事者で裁判所に慣れている方はほとんどおりません。裁判所に来ること自体に恐怖感と戸惑いがあり、調停室に入っても青ざめた顔をして、震えて、上の空でいるわけです。そのような方にはまず落ち着かせ、私も同じ目線で話をし、「あまり緊張しないで」と言って、心を和ませ、落ち着かせ、恐怖感を抱かないように進めています。第二に、第1回目において、事件の争点だけを絞って、きちんと系統立てて話ができる方はほとんどいません。話があちこちに飛んで、時々涙ぐまれて、自分の身上を分かってほしいという方がほとんどで、軌道修正をすると話が進まなくなりますので、第1回目にはできるだけ思いのた

けを話してもらうようにしています。ただ、話の最後には、話のポイントを 念押しして確認することで、同じ話を何度も繰り返させずに、場合によって は更に突っ込んだ話を聞くようにしています。第三は、当事者の一方の話は、そのまま相手方に伝えていい話と悪い話がありますので、必ず当事者に確認 してから話をするようにしています。そのまま伝えてしまった結果、火に油を注いだようになってしまうこともあるので、そこは当事者の真意を外さず に、調停委員としての判断も踏まえて、きちんと相手に伝えるようにしています。第1回目の調停の最後には、次回まで当事者双方に課題や宿題をお願いして終わるようにしています。

第2回目の調停では、前回の課題や宿題の返事を聞いて、それに対する双方の考え方をきちんとすり合わせます。第2回目になりますと、第1回目のような感情に流されてしまうことはなくなりますので、事実上又は法律上の問題が段々浮き彫りにされてきます。また、第1回目のように思いのままに話してもらうのではなく、話のポイントがずれてきた場合には、軌道修正をしながら円滑な調停ができるように心掛けています。

最後に、結論が見えてきたときに大事なことは、調停委員の方から結論を示して当事者を納得させるようなことはしないということです。あくまでも当事者間における話合いを前提とし、決断するのは当事者の方ですよということを、常に意識させるように進行させていくことが必要です。また、調停の基本であります互譲の精神を理解していただくことも必要です。しかし、双方の主張が対立して解決の糸口が見い出せないとか、デッドロックに乗り上げそうな場合は、家事審判官と評議をしたり、書記官等に連絡したりし、調停委員会としての意見や考え方を説明して、事態の転換を図る場合もあります。最終的に合意が成立した場合は、調停条項を作成しますが、100パーセント当事者双方が納得のできる調停条項は互譲の精神からいっても無理なので、そこはお互い譲り合いながら、俗に言う、お互い仕方ないなという

線でまとまれば、私としては良かったかなと思っています。

- イ 家事調停委員の選任及び研さん状況に関する説明 鳴海事務局長が資料に基づいて説明した。
- ウ ア及びイについての質疑応答 (以下, ◎が委員長, □が委員, △が家事調停委員の発言)
- □ 今まで家事調停委員をやっていて、こういうシステムがあったらいいとか、 こんな研さんの機会があればいい、と思われることがあれば教えてほしい。
- △ 調停を終えるごとに、果たしてこれで良かったのかということを、絶えず 自問自答しながらやっている。一つのシステムと見た場合、民間人としてい ろいろな経験を生かせる場として調停があり、自分としては、精一杯努めて いるので、システムとしてもっと改善すべきことは思い当たらない。自己研 さんについては、事務局長から話があったように、階層別とか経験年数別に 基づいた研修が行われている。一般的な話だが、研修は一つの動機付けであ って、最終的には、これを自分の糧にして、自分の知識や人間性を高めてい くことにもっと努力していかなければならないと思っている。
- △ いつも思っていることは、家事調停委員として精一杯努めているが、果たしてこれで良かったかなと思うことが一番気がかりである。実際にできるかどうか分からないが、その後の追跡調査というか、どうなったとかの連絡があれば、その調停の進め方や解決の仕方がこれで良かったとか、こうすべきであったという反省も生まれてくるので、そのようなことができればいいなと思っている。
- ◎ 追跡調査というのは、例えば、子の親権者を一方当事者に定めたが、その 役割がきちんと行われているかとか、あるいは金銭支払いの約束をしたが、 その後、きちんと支払われているかなどのことと思われる。
- □ 一般の人にとっては、裁判所に来ること自体に恐怖感と戸惑いがある旨の 発言があったが、裁判所の態勢というか在り方というか、一般の人が裁判所

に近づきやすく, もっと身近に, 利用しやすいようにするために, こういう ことがあれば良いと思っていることがあれば教えてほしい。

- △ 調停協会でも年に数回程度、無料相談会を行っているし、裁判所でもいろんな形の相談を行っているので、調停が社会的にも知られてきているのかなと思っている。また、書記官室の受付窓口の職員も非常に親身になって話を聞いているし、パンフレットなどの資料も整備されているので、申立てをされる方はそれなりの気持ちを持って調停に臨まれている。しかし、相手方にとっては、突然裁判所から呼出しの通知がくるわけで、このような相手方に対しても何らかの形で事前に調停についての説明をする方法を工夫する必要があるのではないかと思う。
- □ 若い当事者間の調停において、何か努力されている点があれば教えてほしい。
- △ 当事者の話を聞いて、まず、今どういう状況にあるか、どういう困難があるか、何に苦慮しているかを、はっきりと自分がそれを聴き取り、ポイントを確認する。それから、申立人の言い分を相手方に伝える際にも、伝えていいかどうかを自分なりに判断しなければならないし、伝えた結果、相手を怒らせたりしたこともあるので、特に注意しながら行っている。
- □ 司法制度改革の中で、国民に司法参加してもらい、判断を手伝ってもらうことが増えてくることになる。その際に、調停委員の方も仕事を持って調停に関わっている場合に、仕事と両立させる上でどんな苦労があるか、仕事を持っている人でも、どういうところに配慮してもらえれば積極的に手伝うことができるのかということを教えてほしい。
- △ 国民の司法参加の一つとして誇りを持ってやっている。調停をしながらい ろいろな面で悩むことはあるが、民間人であり一般人として参加するんだと いう原点に帰れば、大体の問題点は整理できると考えている。現在の仕事と の絡みだが、調停期日の指定時刻は、一般的には、午前は10時からとか午

後は1時や1時半からとされている。実際には、当事者の都合で、それ以外の幅を持った時間が指定されることが多くなってきている。そうすると、朝、会社に赴いた後に、裁判所で調停を行い、また会社に戻って仕事を行うなど、ある程度自由な時間を使える。今後、幅広い調停委員の人材の確保や当事者の利便性を考えると、調停期日の指定時間については、もっと幅を持たせて行うことがよいのではないかと思う。

(質疑応答を終えた後,2人の家事調停委員は退席した。)

# 工 意見交換

(以下, ◎が委員長, □が委員, ○が説明者の発言)

- (意見交換に入る前に、小野寺首席書記官が、前回の委員会で回答を持ち越した「調停委員には、除斥、忌避、回避の制度があるのか」という質問に対し、「調停委員には、除斥、忌避、回避の規定は直接準用されないと解されている。規定上は準用されないが、中立公正さに疑いを持たれないように十分配慮している。」旨説明した。)
- □ ただいまの説明で調停委員の執務が公正に行われなければならないという ことについてはよく分かったが、今では、いろいろな組織で自己評価、点検、 外部からの評価のように利用者からの評価という手法が導入されて、現に実 施されている。利用者からどの程度満足したとか、そういうものを裁判所の 方に何らかの意見なり、満足度を伝えるような制度は全くないということで よいか。
- システムとして、確立しているものはない。(調停委員の確保について)
- ◎ 調停委員の実情については、従前以上のイメージを持っていただけたと思うが、多種多様な調停事件を適切かつ円滑に進行させて妥当な解決を図るための調整を行うためには、質の高い候補者を確保することが不可欠である。そこで、そもそも候補者段階で求められる資質や能力は何か、そのような資

質や能力を備えた人材を確保するための方策はどのようなものが考えられるか,まず,この点から御意見を伺いたい。

- □ 先ほどの説明で、17団体への推薦依頼に対し、11団体から推薦があったと聞いたが、その段階で既に男女比に偏りがあったり、また、いつも同じ団体に推薦依頼をしていることはないのか。社会の状況からすると、ある程度の年齢層で職を有しているのはどうしても男性が多いので、似たような方が推薦されることになる。また、秋田は無職の人が全国より少ないとの話があったが、推薦依頼をする団体については、仕事の団体だけではなく、社会的な活動をしている方がたくさんいるわけで、そういうところを見付けていくことも必要である。広く全体を網羅できるようなネットワークを持たないと、いつも似たような構成メンバーになってしまう。その辺の工夫がこれから必要なことだと思う。
- 御指摘のとおりの傾向はあったと思われる。推薦依頼の現状としては、例えば、ある支部において、特定の専門的知識を持った調停委員を活用したいという要望があると、本庁で県単位の組織に出向き、当該支部管内で活動されている方を推薦してもらえないかというような依頼をしている。無職の方については、ネットワークというよりは、現職の調停委員から推薦をいただくことが多い。今後、推薦をいただく団体の新たな開拓という観点から、更に皆様の御意見を伺いたい。
- □ 調停委員の役割の重さや求められるものを考えると、調停委員に推薦するということは怖い気がする。女性はパートなどが多いので、会社組織から推薦されることは少ない。六十、七十歳代の人は大きな地域婦人会などに所属しているが、四十、五十歳代の人は各種勉強会などの小グループ、今でいうNPOなどに参加されている。私たちがいろいろな女性の声を求めていたときには、そういう人たちに対するアンテナを張らないと人を探すことができない。今の女性は世代間にズレがあるので、四十、五十歳代の人の声を聞く

場合は公募制を採ることも考えられる。また、働く人に関しては、時間的なものなどで事業主の配慮や理解を深めるような対処をしてほしい。そうでなければ、男性でも偏った分野の人になるだろうし、女性についても若い人のほとんどが共働きが多いので、そういう人の確保は大変だと感じている。NPOは、届け出をしているので把握できるが、そこからの推薦といわれても、いろいろな形のNPOがあるので、選択は難しい。県の場合は公募制で女性の参加を促している。ただ門戸を開いたからには、評価ということも当然出てくるのではないか。一般的には、公募という形が進んでいるが、調停委員についてもそのような形が良いのかどうかは、よく分からない。調停委員の役割の重さを考えると、公募については、評価という点を担保しながら行わなければならないし、推薦依頼は、組織ではないところへの働き掛けが考えられると思う。

- □ 公募は、有用な人材を発掘する一つの方策だと思う。しかし、考えなければならないのは、調停の重要性と調停委員の職責の重さから、それにふさわしい資質を持った人を選ばなければならないという点である。今回、2人の調停委員の話を聞いたのも、実際に調停に当たる人が、どういう資質を持っているかを理解するためだと思う。このような資質を持っている人を、公募で集まってきた人の中から、どうやって選抜し、その資質を見定めるのかが非常に難しいところでもある。公募というのは確かに有効な方策であるが、難しい面もあるという気がする。
- □ 男女比の話があったが、秋田の場合は確かに女性の比率が低い。これは、 家事調停委員と民事調停委員との併任の委員が多いためである。民事調停委 員の場合は、土地家屋調査士などの専門委員に男性の比率が高いので、その 影響を受けて、家事調停委員の女性の比率が低くなっているという一つの特 殊事情もあるのではないか。
- □ 実際,公募制をやった弊害として,同じ人が何回も手を挙げてきたりする

ことがないわけではない。ただそういう機会を確保するという意味では有効である。また、書類審査だけではなく、その人の意欲や意識を認識することができるように、選考の仕方が配慮されていけば公募制は可能になっていくと思う。いろいろな制度を変えるにしても、既存の団体や企業への働き掛けをするのが難しいのであれば、例えば、裁判員制度導入などはとんでもないことで、時間的なことや事業主への理解などについて裁判所も努力をしていかなければならない。先ほど調停委員から、若い人の感覚を理解するという話があったが、家事調停委員になる方が、そういう工夫ができる人であれば、年齢が高かろうが低かろうが、男性であろうが女性であろうが別に構わないわけである。今の時代の変化、若い人の意識の変化を少しでも理解するためには、突破しなければならないのではないかと思う。

- ◎ 公募というのは確かに有力な方策であるが、難しいところがあるとすれば 選抜である。今も書類審査だけでなく面接もしている。しかし、その短時間 の面接で、果たしてどこまで審査できるのかという問題がある。
- □ 先ほどから男女の比率や推薦いただく団体について議論になっているが、極論すれば、男女比や年齢構成を平等にしようということなら、機械的に分ければいい話である。しかし、そうすると調停委員の資質の問題というのが必ず出て、調停が進まなくなり、現実に機能しなくなると思う。それから、公募の問題であるが、行政機関でも公募はするが、なかなかこれぞという人に当たらない。宝くじと同じような状況であるというと語弊があるが、ややそれに近い状況ではある。小論文など書かせても応募が少なくて、限られた人の中から採用せざるを得ない状況もある。家事調停委員の場合には、現実的な問題として、今の現状の中で努力していくしかないのではないか。
- □ 私が言いたいのは、推薦する団体、社会構造の偏り、力の格差のようなものをきちんと理解しなければ、男女比とか年齢構成に偏りが出てくるので、 昨今の社会構造をきちんと理解し、資源を多く活用するという意味で、いろ

んなネットワークを活用してみて、いつも同じ所に推薦依頼するのではなく、いろんなところに声を掛けたり、お願いしたりしてアクセスすることが必要ではないかということである。公募の件も良いアイデアであるので、考えてみてもいいのではないか。ただ、ハードルはそんなに低くはないだろうと思う。県であれ、自治体であれ、うまくいっているところはあると思う。書類審査だけでなく、いろいろな形で選抜しているわけだが、それでもうまくいかないことはあると思うが、それは、どんな形で選抜してもうまくいかないことはあるわけで、そういう面でも評価をしていくということが大切だと思う。先ほど、家事調停委員に対する評価制度がないと聞いて驚いた。学校でもどこでも、自己評価、他者からの評価、ユーザーからの評価をやっている時代である。評価ということを考えながらやっていけば、そんなに大きなズレはないのではないか。公募も一つのアイディアとして切り捨てないで採用していただけたらと思う。

## (家事調停委員選任後の育成の在り方について)

- ◎ 次に、家事調停委員選任後の育成の在り方について御意見を伺いたい。調停委員選任後に向上させてほしい能力は何か、そのための具体的な方策は何かについて御意見を伺いたい。
- □ 私も一昨年の10月から調停委員となっているが、法的な知識の研修がもちろん重要なことは間違いないものの、利用者の率直な感想というか、評価を取り入れるのでなければ、資質の向上には反映していかないと思う。例えば、弁護士会では、相談者にアンケートを行って、その日の相談担当の弁護士がどういうふうに相談者に思われたのかということが執行部に分かるようになっている。態度が横柄だとか、時間が短いとか、いろいろ出てくる。それを踏まえて、利用者に身近な良いものにしていかなければということで努力している。同じようなことが調停委員の研修等にも関係してくると思うので、裁判所も利用者の方の意見をくみ上げるような方策を考えてほしい。

- □ 今の提案は貴重な御意見で、考えてみる一つの方策であると思う。ただ、 一点、法律相談と違うのは、調停の場合は、多くは利害の対立する当事者を 相手にしていることである。したがって、アンケート調査をしても、利害が 絡んで感情的な非難が多々出てくる危険性があるのではないか。アンケート をやることを意味がないと言っているわけではないが、アンケート調査で素 直に意見の集約ができるのかという点については、性質上限界があるのでは ないか。
- □ 調停に問題を持ち込む場合は、何らかの解決をしていただきたいと一方は 思っている。もう一方は、ある日突然の出来事で、ある意味での妥協調和点 を見付け出して現実的にお互い納得しましょうということではあるが、不満 が残って、それを感情的に調停委員又は家事審判官にぶつけたりするのだと 思う。その結果のアンケートというと、次のステップにつながるような意図 する結果が出ることはないと思う。調停そのものについて、どう評価しまし ょうかというときに、これは非常に評価しづらいものの一つではないかと思 う。評価がなければ次に進めないかというと、そういうことでもないのでは ないか。
- □ NHKでも満足度という言葉が最近よく使われている。もっとたくさんの 視聴者の意見を聞いて、番組に反映していこうということで、これから活動 を始めるわけだが、これが家事調停委員の話にうまく適用できるかというと なかなか難しい部分があるのではないかと思う。ただ、当事者からだけの意見ではなく、いろいろな多面的な意見も聞くことができるのではないか。多面的な調停委員の活動の評価を考えていく必要があるのではないか。
- □ 話が前に戻るが、今回、初めて家事調停委員の話を聞いて、私もやってみ たいなと思った。公募という話があったが、自薦するときに推薦人などを付 けて、例えば、公募するときに、「この推薦人も併せて公募します。」とい うような制度はないのかなという気がした。それから、会社組織のOB会な

どには、経験豊富な方で隠居されている方がたくさんいる。今は70歳といってもまだ若いし、リタイアされた方にも多彩な方が多い。そういうところをもっと発掘してみたらどうか。

- □ 調停に対する評価については、利害関係に基づいたものになってしまうことも考えられるが、どのような評価項目にするかに知恵を絞ることが決め手であり、工夫の余地があると思う。数値の出ないソフトの部分も大事であり、そういうところは、なかなか予算面などでは評価されない。同じようにアンケートでこの調停が何パーセント良いとか悪いとか、ストレートなものは、有効でない。前回の委員会では、模擬調停を見せてもらったが、実際の調停では、「時間」を武器にすることも大事であると思う。心の波に合わせたタイミングの取り方が大事なことだと思った。時間の速さだけが評価されるものではない。そういう意味で、だから評価できないというのではなくて、評価項目そのものに工夫が必要であり、検討する余地があるのではないか。
- □ どのような研修会が実施されているかという資料を見せてもらったが、いるんな方がいるので、共通の情報や知識が必要である。我々の事業でも、講演だけでは駄目で、ワークショップというスタイルを採り入れている。自分が参加して発言するというスタイルが非常に良い。私たちも郡部に行って、高齢者を含めた100人くらいで、グループに分かれてグループ討議を行うことがあるが、参加した方がとても喜んで帰っていく。自分の思いを発言することで、参加したことが満足となって返ってくる。調停の運営について非常に工夫されているという2人の家事調停委員の話があったが、そういうものはワークショップの本音の話のところで出てくるのではないかと思う。だから、参加型の研修というか、ただの討議ではなく、人生のエッセンスみたいなものが分かる方の話が出てくるワークショップというスタイルも研修に組み入れてほしい。
- ◎ それでは、本日の意見交換はこの辺で終了し、少年事件の関係で補導委託

制度のPRを兼ねて、首席家裁調査官から机上にあるリーフレットの説明を させます。

(大田首席家裁調査官が、補導委託制度について、リーフレットに沿って説明 した。)

## (4) 次回開催予定

(以下, ◎が委員長, □が委員の発言)

- □ 私から提案がある。第1回の家裁委員会で、ある委員から少年事件の付添人制度について一度取り上げてもらえないかという話があった。調停をテーマにした委員会が2回続いたので、次回は付添人制度について取り上げてみてはどうか。
- ◎ 少年事件を取り上げるのであれば、国民の司法参加としての補導委託という 観点も一緒に、少年関係ということで取り上げることも考えられる。それ以外 の議題があれば伺いたい。
- □ もう少し考える時間が欲しい。次回期日までの期日間で調整して決めてほしい。
- ◎ 次回のテーマについては、各委員からもう少し意見を伺ってから決めることとし、次回の開催を、5月20日(金)午後3時から午後5時までとしたい。